

# 八百津町 成年後見制度利用促進計画



令和3年3月  
八百津町



# 目 次

第 1 章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画の背景.....	1
2 計画の趣旨.....	1
3 計画の位置づけ.....	2
4 計画の期間.....	3
5 計画の策定体制.....	3
第 2 章 成年後見制度の現状.....	4
1 統計データからみえる八百津町の現状.....	4
2 地域包括支援センターにおける権利擁護の相談件数の推移.....	7
3 町長申立ての推移.....	7
4 全国の成年後見制度の利用者数の推移.....	8
5 全国の市町村長申立件数の推移.....	8
6 全国の成年後見人等と本人の関係別件数.....	9
7 全国の不正報告件数と被害額.....	10
第 3 章 計画の基本的な考え方.....	11
1 基本理念.....	11
2 基本目標.....	12
第 4 章 施策の展開.....	13
1 誰もが安心して暮らせる、おもいやりある仕組みづくり.....	13
2 地域で支える体制の構築・活用.....	15
3 誰もが制度を身近に感じられる運用.....	17
評価指標：目標達成のための指標.....	19
資料編.....	20
1 計画の策定経過.....	20
2 八百津町保健福祉推進協議会設置要綱.....	21
3 八百津町保健福祉推進協議会委員名簿.....	23
4 用語解説.....	24



# 計画の策定にあたって

## 1 計画の背景

近年高齢化が急速に進み、認知症高齢者や単独・夫婦のみの高齢者世帯の増加も避けては通れない状況になっています。このような中、認知症や障がいなどによって判断能力が不十分であるため契約等の法律行為における意思決定が困難な人の権利や財産を守る手段として、成年後見制度が始まりましたが、制度利用者は少ない状況にあります。

国では、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成 28 年 5 月に成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「利用促進法」という。）を施行し、これまでの取組に加え、ノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上保護の重視に向けた制度理念の尊重を図るとしています。また、利用促進法において、県や市町村に対して、制度の利用を促進する体制として、地域連携ネットワークの整備及び中核機関の設置等に努めることが明示されました。

本町においても、住民の生活に密接する重要な成年後見制度についての施策を進めるため、積極的に取り組むものです。

## 2 計画の趣旨

成年後見制度とは、認知症高齢者や障がい者など、自分で判断することが難しい人について、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が、身の回りに配慮しながら財産の管理や福祉サービス等の契約を行い、本人の権利を守り生活を支援する制度です。

判断能力が十分でない人は、不動産や預貯金などの財産管理や、身の回りの介助のための介護サービス又は施設への入所などに関する契約を結ぶ必要があっても、自分で行うことが難しい場合があります。また、自分に不利益であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、消費者被害に遭うおそれもあります。このような判断能力が十分でない人を成年後見人等が保護し、本人に代わって財産管理や契約行為などの支援を行います。

本町では、町民が権利擁護の概念や成年後見制度に対する認知度が低いことや庁内及び社会福祉協議会の職員においては制度の理解が十分でない状況がみられます。また、受任者の担い手が不足している現状もあります。

本計画は、サービスの利用援助や財産管理、日常生活上の援助など権利擁護に関する支援の必要性が増してくることが予想されるなかで、成年後見制度の更なる啓発及び円滑な利用に向けた支援を図るために策定するものです。

### || 3 計画の位置づけ

---

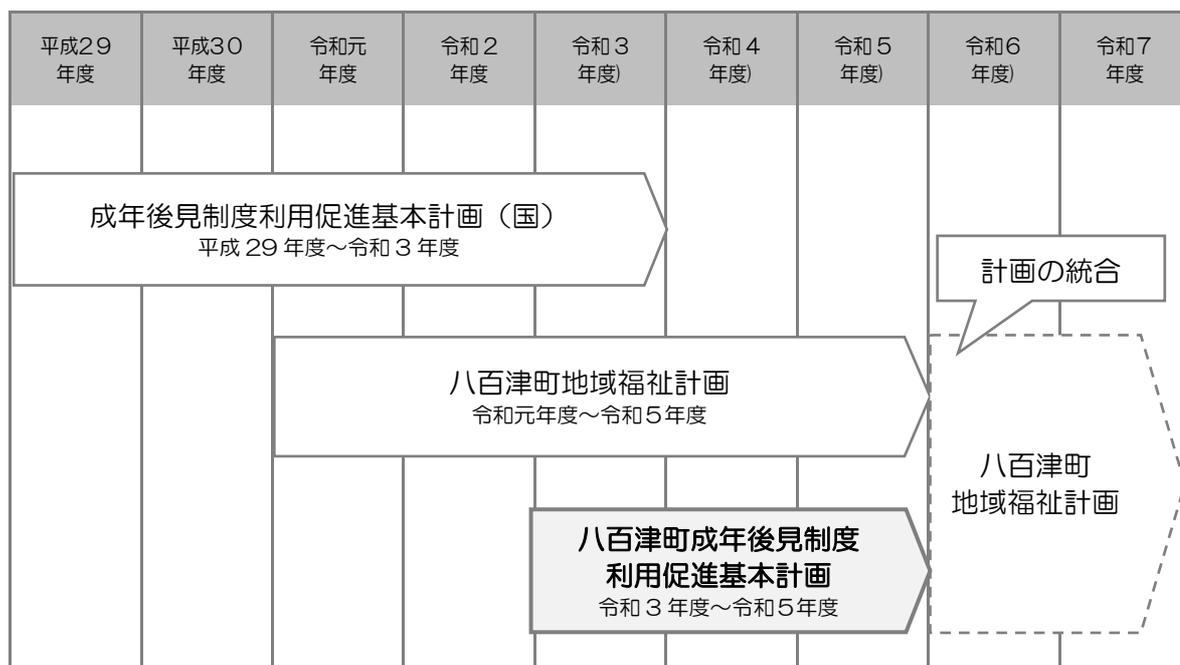
本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）第 14 条第 1 項の規定に基づき、八百津町における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるものです。

また、本計画は関連計画である「八百津町地域福祉計画」と一体的に連動して取り組み、「介護保険事業計画・老人福祉計画」「八百津町障がい者福祉計画」とその他関連計画との整合、連携を図ります。

## 4 計画の期間

国の成年後見制度利用促進基本計画の工程表が令和3年度まで示されていますが、本町においては、八百津町地域福祉計画との統合を見据えて、令和3年度から令和5年度までを計画の期間として定めます。

なお、国等の動向を踏まえ、必要に応じて令和5年度以前に本計画を見直します。



## 5 計画の策定体制

本計画は、障がい者福祉部会にて、成年後見制度にかかわる法律・福祉の専門職団体等や福祉団体の関係者に参加いただき、会議での意見・提案を参考に策定しました。

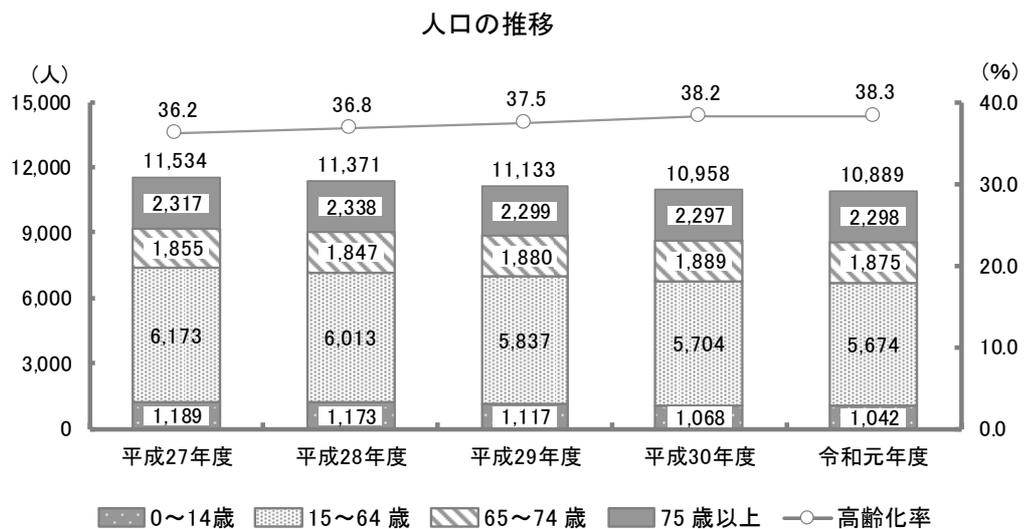


## 成年後見制度の現状

### 1 統計データからみえる八百津町の現状

#### (1) 人口の推移

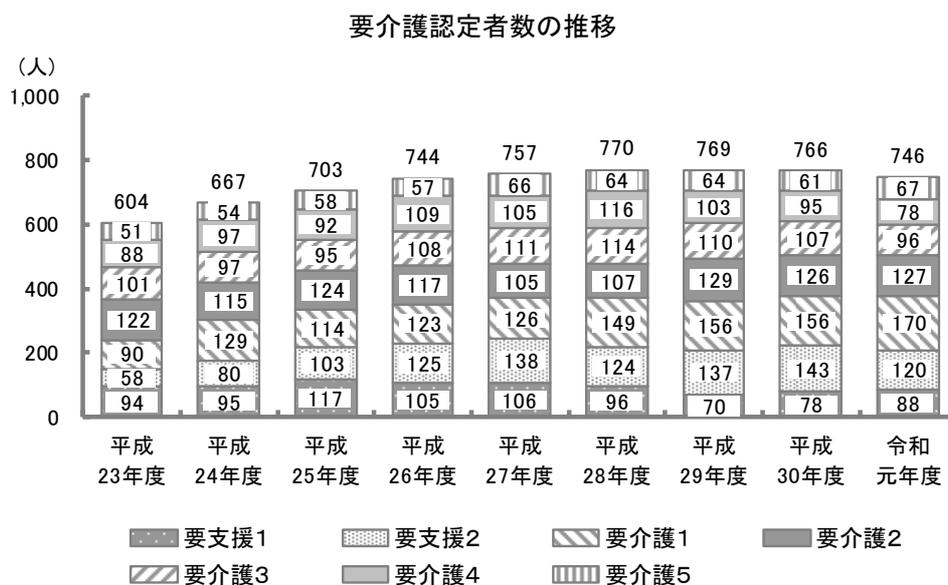
人口の推移をみると、総人口は平成28年より減少しており、令和2年で10,889人となっています。また、人口構成の推移をみると、0～14歳は減少しているのに対し、65歳以上は増加しており、総人口における65歳以上の人口が占める割合を示す高齢化率は令和2年で38.3%となっています。



資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

## (2) 要介護認定者数の推移

要介護認定者数の推移をみると、令和元年度では746人となっています。平成23年度と比較すると要支援2、要介護1、要介護5が約2倍増加しています。

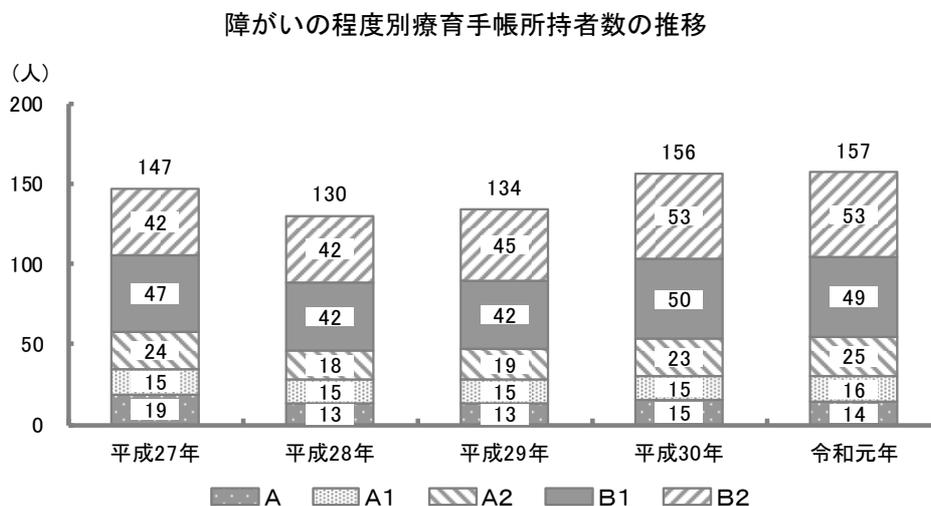


資料：福祉の概要（各年3月31日現在）

## (3) 障がい者数の推移

### ① 障がいの程度別療育手帳所持者数の推移

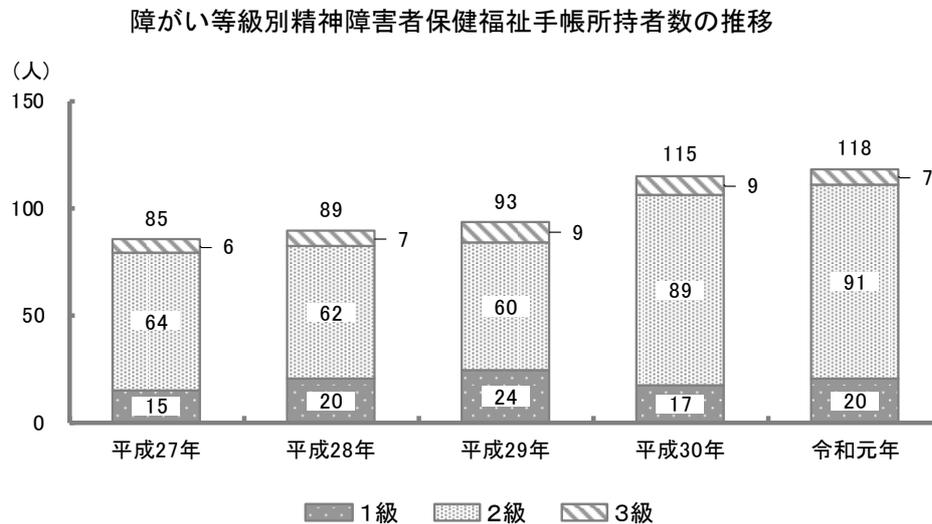
療育手帳所持者は平成29年より年々増加しており、令和元年では157人となっています。



資料：庁内資料（各年3月末現在）

## ② 障がい等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

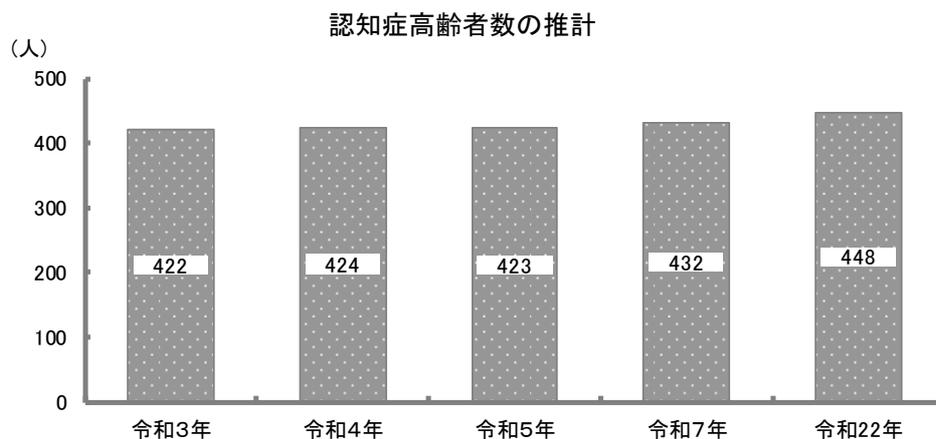
精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別の推移をみると、2級の手帳所持者は増加傾向にあり、令和元年では1級が20人、2級が91人、3級が7名で計118人となっております。



資料：庁内資料（各年3月末現在）

## （4）認知症高齢者の推計

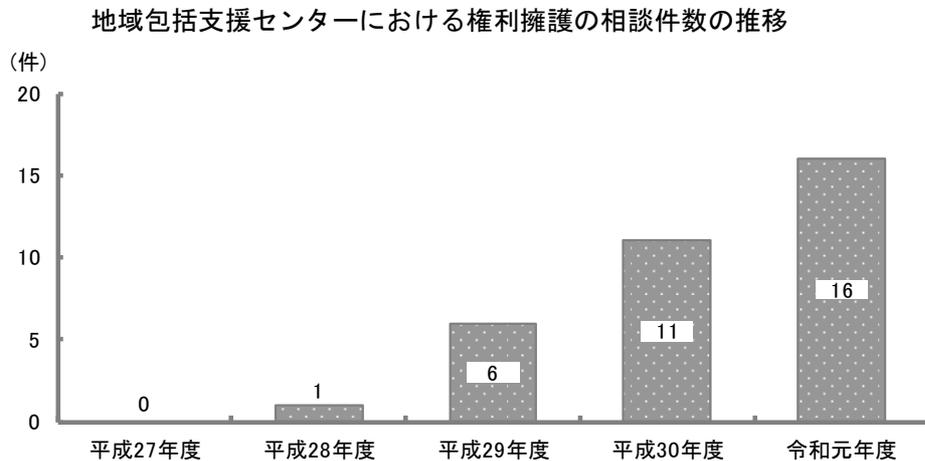
認知症高齢者数をみると、令和5年では423人、令和7年では432人、令和22年では448人と推計されます。



※自立度判定ⅡA以上の人を認知症とする。

## 2 地域包括支援センターにおける権利擁護の相談件数の推移

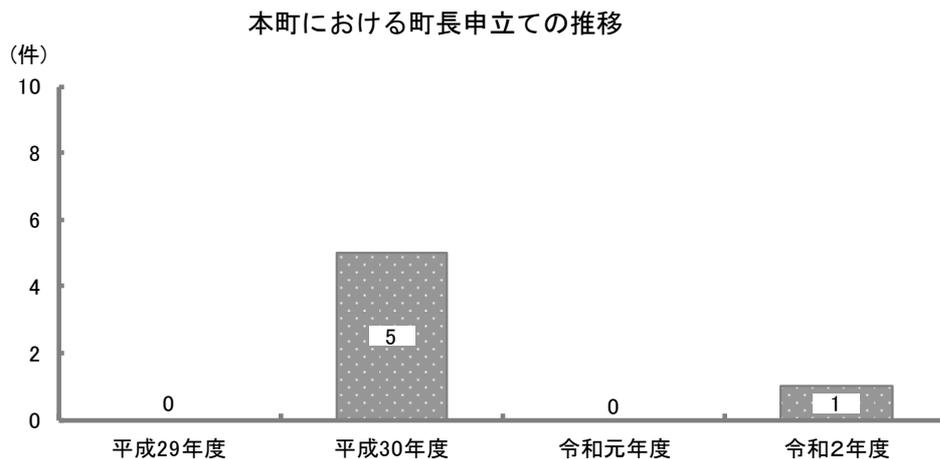
地域包括支援センターにおける権利擁護の相談件数の推移をみると、年々増加しており、令和元年度では16件となっています。



資料：地域包括支援センター相談票

## 3 町長申立ての推移

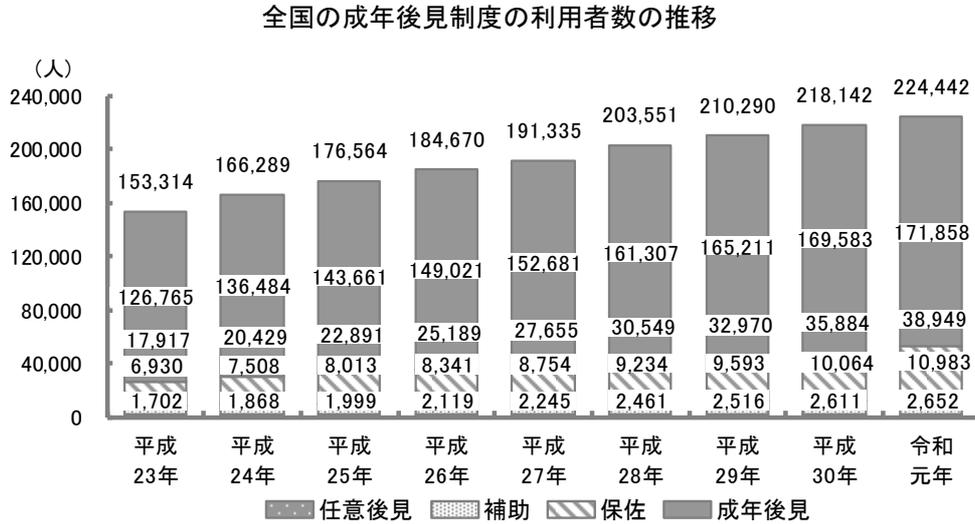
成年後見制度の町長申立ての推移をみると、平成30年度では5件でしたが、令和元年度で0件、令和2年度で1件となっています。



資料：地域包括支援センターより

## 4 全国の成年後見制度の利用者数の推移

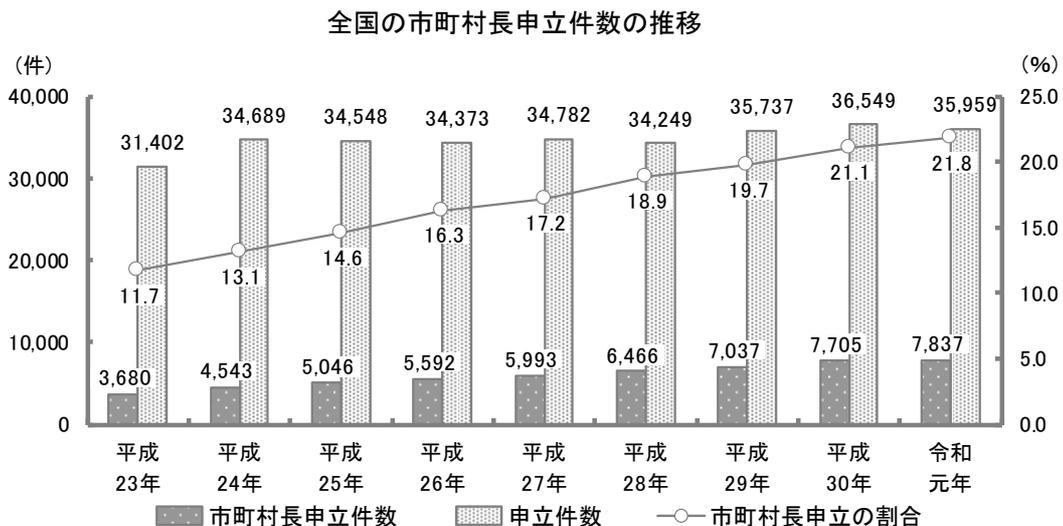
成年後見制度の利用者数の推移をみると、令和元年12月末日時点の利用者数については、成年後見が171,858人、保佐が38,949人、補助が10,983人、任意後見が2,652人となっています。



資料：最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況（2010～2019年）」に基づき作成

## 5 全国の市町村長申立件数の推移

市区町村長が申し立てた事件数は増加傾向にあり、令和元年では7,837件となっています。



資料：最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況（2010～2019年）」に基づき作成

## 6 全国の成年後見人等と本人の関係別件数

成年後見人等と本人の関係については、親族（配偶者、親、子、兄弟姉妹及びその他親族）が成年後見人等に選任されたものが 7,779 件（全体の約 21.8%）、親族以外の第三者が選任されたものが 27,930 件（全体の約 78.2%）となっています。

全国の成年後見人等と本人の関係別件数

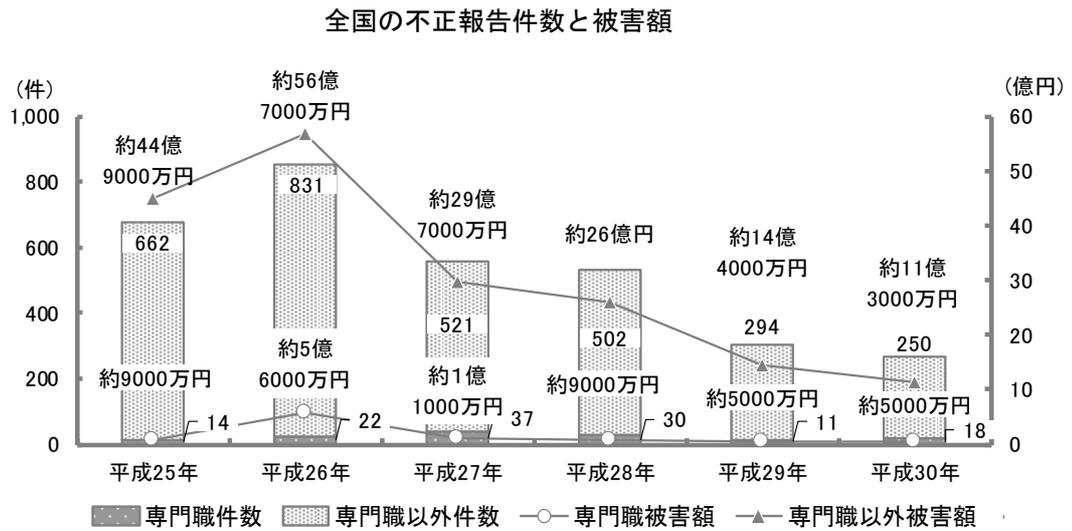
関係	件数	割合	関係	件数	割合
配偶者	631	1.8%	社会福祉協議会	1,241	3.5%
親	566	1.6%	税理士	53	0.1%
子	4,092	11.5%	行政書士	976	2.7%
兄弟姉妹	1,170	3.3%	精神保健福祉士	26	0.1%
その他親族	1,320	3.7%	市民後見人	296	0.8%
弁護士	7,763	21.7%	その他法人	1,722	4.8%
司法書士	10,539	29.5%	その他個人	181	0.5%
社会福祉士	5,133	14.4%	計	35,709	100.0%

資料：最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況（平成 31 年 1 月～令和元年 12 月）」に基づき作成

## 7 全国の不正報告件数と被害額

成年後見人等による不正報告件数は、平成 26 年まで増加傾向にありましたが平成 27 年以降、不正報告件数及び被害額はいずれも減少しています。

(注) 各年の1月から12月までの間に、家庭裁判所が不正事例に対する一連の対応を終えたとして報告された数値であり、不正行為そのものが当該年に行われたものではありません。



資料：厚生労働省の「成年後見制度の現状（平成 30 年 5 月）」に基づき作成



## 第 3 章

# 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

八百津町では、平成 31 年 3 月に「第 4 期八百津町地域福祉（活動）計画」を策定し、本町に暮らすすべての人が地域の中で年齢や性別や障がいの有無に関わらず生涯安心して暮らせるようなまちづくりを目指しています。

本計画においても、地域福祉（活動）計画の理念である「やさしい気持ち おもいやりの気持ちで つながるまち」を踏まえ、誰もが住み慣れた地域で、お互いにおもいやり、つながりながら、尊厳を持ってその人らしく生活を営むことのできる地域づくりを目指します。

[ 計画の基本理念 ]

- やさしい気持ち
- おもいやりの気持ちで
- つながるまち



## || 2 基本目標

権利を擁護するために支援が必要な人（その人らしい生活を送る上で大切なことを自ら主張し、選択し、決めていくことが困難な方々（認知症の方、知的障がい、精神障がい、発達障がい等の障がいがある人））が、本人の意思や権利を最大限尊重され、地域で自分らしい生活を継続するためには、地域住民や関係機関等の見守り等を通じた成年後見制度へのつなぎや、地域での関係機関との連携による適切な支援体制の構築が必要です。

本計画では、権利を擁護するために支援が必要な人を適切に制度につなげるため、特にすべての町民や支援者等に対する制度の周知・啓発を推進し、成年後見制度の利用促進に向けた基本目標を「誰もが制度を知っていて、どこに相談するかがわかる仕組みづくり」とします。

### 基本目標

誰もが制度を知っていて、どこに相談するかが  
わかる仕組みづくり





## 施策の展開

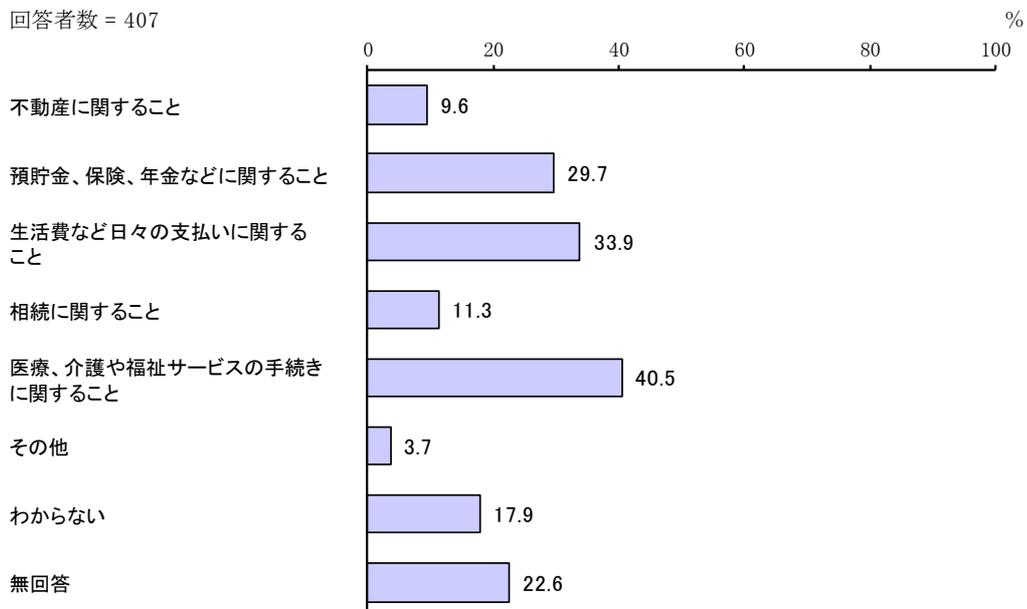
### 1 誰もが安心して暮らせる、おもいやりある仕組みづくり

#### 【現状課題】

本町では、八百津町成年後見相談センターを中心に、成年後見制度など権利擁護支援が必要な住民に対する相談支援の充実を図っているとともに、円滑な申立手続きの取組や適切な後見人等候補者の選定に取り組んでいます。その中で、将来成年後見制度の利用が必要になる住民の早期発見から支援体制の充実が課題として挙がっています。

八百津町「障がい者計画・障がい福祉計画」策定のためのアンケート調査結果をみると、将来、認知症や障がいなどで判断能力が低下した場合、支援してほしいこと（困ること）について、「医療、介護や福祉サービスの手続きに関すること」「生活費など日々の支払いに関すること」「預貯金、保険、年金などに関すること」などが上位に挙がっています。

#### 認知症や障がいなどで判断能力が低下した場合、支援してほしいこと（困ること）



資料：八百津町「障がい者計画・障がい福祉計画」策定のためのアンケート調査結果（令和2年）

本町でも高齢化率が増加する中で、認知症などにより判断能力が衰えた方や将来の判断能力の低下に不安を抱く方のために、財産管理や身上保護に関する法律行為をサポートする成年後見制度について広く周知を図ることが重要です。

成年後見人の活動は、財産管理の側面のみを重視するのではなく、認知症高齢者や障がい者本人の意思をできるだけ丁寧にくみ取り、本人の意思を尊重することで、その生活を守り権利を擁護していく意思決定支援・身上保護の重視が必要です。このため、市民後見人を養成し、利用者に寄り添った支援を行うとともに、制度の早期利用を推進し、利用者が、自身の意思を尊重した支援が受けられるような取組が必要です。

## (1) 支援の必要な人への早期対応につながる相談支援の充実

### 【 方向性 】

権利擁護などのすべての相談事が、平成31年4月1日に設置された、「八百津町成年後見相談センター(中核機関)」「健康福祉課と社協(社会福祉協議会)」へとつながり、適切な支援窓口へとつなぎます。

どのようなことでも安心して相談できる雰囲気づくりをするとともに、体制の充実、プライバシーの配慮に努めます。

## (2) 利用者に寄り添った制度の運用

### 【 方向性 】

円滑に申立支援が行えるよう、八百津町成年後見等審判申立判定会議を開催するほか、後見人等報酬助成事業の適切な運用に努めます。

また、成年後見制度利用支援事業の周知・円滑な運用に努め、支援の必要な人が制度利用につながるよう、成年後見制度の利用支援及び対象者の経済的負担の軽減を図ります。

成年後見制度だけではなく、その方に合った適切な権利擁護支援事業と連携していきます。

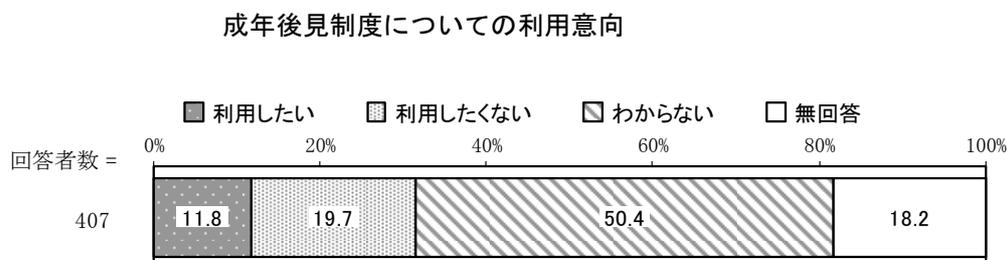
## 2 地域で支える体制の構築・活用

### 【現状課題】

本町は、成年後見制度利用促進体制の整備として、可茂圏域権利擁護支援推進協議会において、関係機関との連携を図っています。

可茂地区の各市町村中核機関、司法・福祉のアドバイザー、オブザーバーとして家庭裁判所・中核機関の先進自治体で構成し、平成31年3月から勉強会や事例検討会を重ね、知識・能力向上を図っています。この制度に携わる職員の理解と技術向上を可茂地区全体で図るねらいもあります。

八百津町「障がい者計画・障がい福祉計画」策定のためのアンケート調査結果をみると成年後見制度を利用意向について、「わからない」が50.4%と最も高く、次いで「利用したくない」が19.7%、「利用したい」が11.8%となっています。



資料：八百津町「障がい者計画・障がい福祉計画」策定のためのアンケート調査結果（令和2年）

利用意向が低い理由としては、成年後見制度自体の認知不足による抵抗感もあると考えられるため、制度が町民にとって安心して身近なものだと理解してもらえよう、今後啓発活動に力を注ぐ必要があります。

本町での取り組みは始まったばかりです。今後制度の利用を推進しながら、ネットワークの輪を広げていき、専門職・行政・事業所だけでなく、町民の誰もが知っている制度となるよう取り組んでいくことが必要です。

権利擁護の支援や成年後見制度の利用促進をさらに推進するためには、全体構想設計とその実現に向けた進捗管理・コーディネート等を行う司令塔機能を持った中核機関の機能強化が必要です。

町民及び地域とともに、行政、家庭裁判所、民間の団体等が一体的に連携・協力し、制度を必要とする人を利用につなげるための体制づくりが重要であることから、チーム（本人の支援を行う親族、福祉・医療・介護、地域の関係者と後見人等）、チームを支援する協議会、中核機関、そのほか成年後見制度の利用に関連する事業者等により、権利擁護支援のネットワークの構築が必要です。

成年後見制度が、利用者にとって安心かつ安全な制度となるためには、監督機能の更なる充実・強化が必要であり、不正事案の発生を未然に抑止する仕組みの整備が重要となります。

## (1) 可茂圏域における広域連携の強化

### 【方向性】

広域（可茂圏域）で共有できる考え方や仕組みを検討し、マニュアル作成や合同研修、市民後見人講座などを検討します。

また、可茂地区各市町村で様々な事例を共有し経験値の積み上げを行うほか、困難ケースなど町のみで解決できないものは、広域で検討し、対応します。

さらに、2名（司法と福祉）のアドバイザーによる講義や、広域で共通して取り組める研修会、市民後見人講座等の事業を開催し、知識の共有や対応についての能力向上を図ります。

## (2) 多様な主体による権利擁護支援の体制づくり

### 【方向性】

地域・関係機関が連携協力を行い、権利擁護に関する支援の必要な人を発見し、速やかに必要な支援につなぐとともに、本人の意思や状況を把握し、継続的に見守りができる体制づくりに努めます。

また、医療、福祉、司法および関係団体等が互いに連携し、権利擁護と成年後見制度の利用促進のための「チーム」「協議会」「中核機関」で構成する地域連携ネットワークの体制整備を構築します。

### 地域連携ネットワークのイメージ

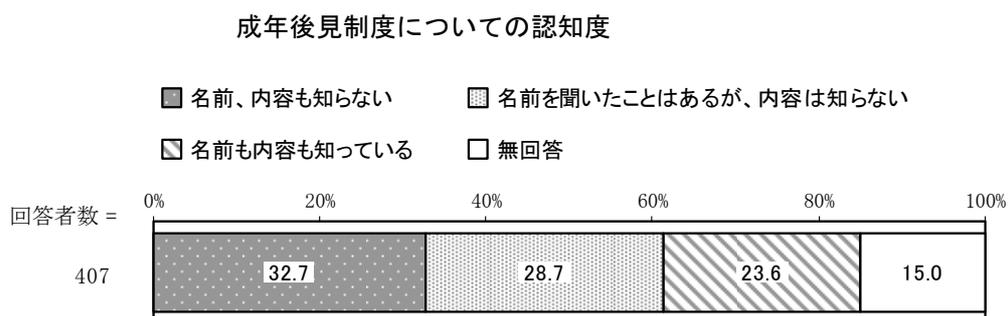


### 3 誰もが制度を身近に感じられる運用

#### 【現状課題】

本町では、成年後見制度の住民への広報活動として、八百津町成年後見相談センターのパンフレットを作成し、全戸配布し周知を図っています。

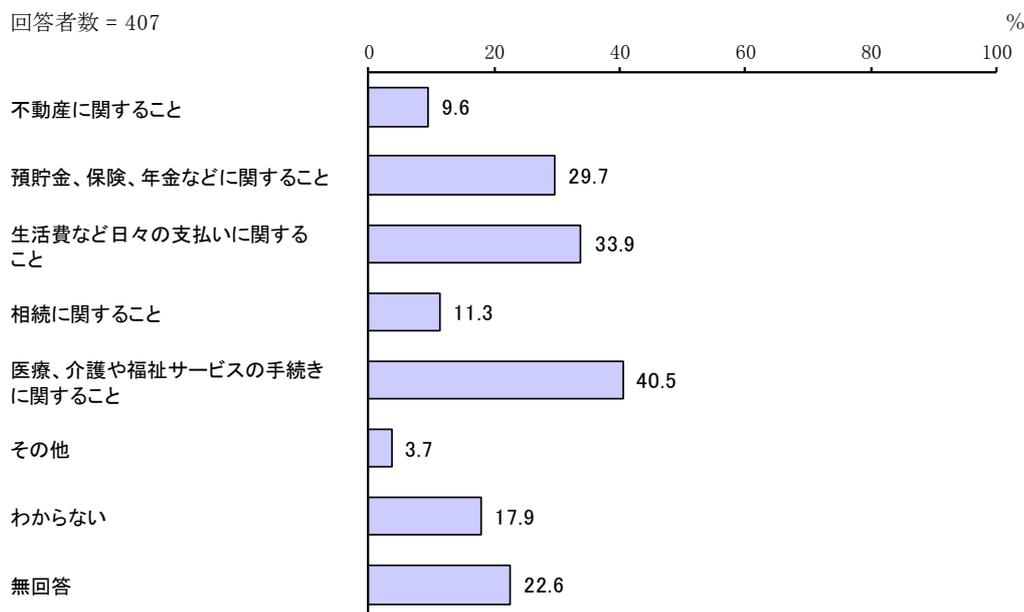
八百津町「障がい者計画・障がい福祉計画」策定のためのアンケート調査結果をみると、「成年後見制度」の認知度について、「名前、内容も知らない」と「名前を聞いたことはあるが、内容は知らない」とを合わせた割合が61.4%と高くなっています。



資料：八百津町「障がい者計画・障がい福祉計画」策定のためのアンケート調査結果（令和2年）

また、認知症や障がいなどで判断能力が低下した場合、支援してほしいこと（困ること）について、「医療、介護や福祉サービスの手続きに関すること」「生活費など日々の支払いに関すること」「預貯金、保険、年金などに関すること」などが上位に挙げられています。

#### 認知症や障がいなどで判断能力が低下した場合、支援してほしいこと（困ること）【再掲】



資料：八百津町「障がい者計画・障がい福祉計画」策定のためのアンケート調査結果（令和2年）

制度を必要とする人がいても、本人や親族、福祉関係者等が、制度について知らない、理解が十分でない場合や、身寄りがない、親族の協力が得られない、または経済的理由などから、制度の利用につながらない場合があります。

成年後見制度については、高齢になっても障がいを持っていても、住み慣れた地域の一員として、尊厳を持って生活できる地域社会のために欠くことのできない制度であるにもかかわらず、その認知度が十分とはいえない状況であるため、制度を広く周知し町民生活の中に定着していくことが必要です。また、町民への周知、理解へつなげるため、行政職員や社協、ケアマネジャー、相談支援員、介護職員等支援者の知識向上へ向けた取り組みも必要です。

## (1) 成年後見制度・権利擁護支援に関する啓発の推進

### 【 方向性 】

広報やお知らせ版を通じて、成年後見制度・権利擁護支援に関する町民への周知・啓発を行います。

また、地域連携ネットワークを活用し、支援者への制度、支援内容についての啓発を行います。

## (2) 支援者の資質向上

### 【 方向性 】

支援者・専門職向け研修会を開催し、支援者の知識、能力の向上に努めます。

## || 評価指標：目標達成のための指標

施策	項目	現状値	目標値
		令和2年度	令和5年度
誰もが安心して暮らせる、おもいやりある仕組みづくり	成年後見制度の認知度	23.6 (障がい)	50%
地域で支える体制の構築・活用	中核機関（※）の設置箇所数	1か所	1か所
誰もが制度を身近に感じられる運用	成年後見相談センターでの成年後見制度や権利擁護支援に関する相談件数	延べ34件 実6名	延べ50件 実10人

※中核機関：八百津町成年後見相談センター



# 資料編

## 1 計画の策定経過

日付	名称	内容
令和2年 12月28日～ 令和3年 1月15日	第1回八百津町保健福祉推進協議会（紙面会議）	・八百津町成年後見制度利用促進計画（案）について
令和3年 1月27日～ 2月25日	パブリックコメントの実施	・八百津町成年後見制度利用促進計画（案）について意見募集

## || 2 八百津町保健福祉推進協議会設置要綱

平成10年6月1日

訓令甲第19号

改正 平成14年7月15日訓令甲第6号の3

平成17年11月28日訓令甲第27号の2

平成18年3月27日訓令甲第4号の2

平成25年4月1日訓令甲第18号

平成26年4月1日訓令甲第30号

平成30年4月1日訓令甲第23号

(目的)

第1条 この要綱は、町民の一人ひとりが尊厳をもって、その人らしい自立した安心のある生活を家庭や地域のなかで送れるよう、町民一人ひとりの理解と参加を得て、公私が協働して福祉のまち「やおつ」の実現を目的として「八百津町保健福祉推進協議会」（以下「推進協議会」という。）を設置する。

(業務)

第2条 推進協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域福祉計画策定
- (2) 老人保健福祉計画及び介護保険事業計画策定
- (3) 障がい者計画策定
- (4) 計画進行の評価及び建議
- (5) 保健・医療・介護・福祉・教育関係機関との情報の交換
- (6) 健康づくり事業に関する調査、研究、啓発
- (7) その他推進協議会の目的達成に必要な事項

(組織及び構成)

第3条 推進協議会委員は、委員20名以内で組織し、次に掲げる中から選び構成する。

- (1) 社会福祉関係団体の代表
  - (2) 医師会等保健医療関係団体の代表
  - (3) 地域住民の代表
  - (4) 福祉施設の代表
  - (5) 教育関係の代表
  - (6) 学識経験者
- 2 委員は町長が委嘱する。
- 3 推進協議会に会長・副会長を置き、委員の内から互選する。
- (1) 会長は、会を代表し、会務を統括する。

(2) 会長に事故あるとき又は欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 協議会の会議は、必要に応じて随時会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 議事は出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は会長が決する。

(専門部会)

第6条 推進協議会に、次の部会を置き、専門分野における意見を求めることができる。

(1) 地域福祉計画策定部会

(2) 老人保健福祉計画及び介護保険事業計画策定部会

(3) 障がい者計画策定部会

2 構成員は会長が任命し、部会長及び副部会長は、会長が推進協議会委員の中から選任し任命する。

3 各部会は、第2条に掲げる協議事項の中で専門分野における意見を集約し、推進協議会に報告するものとする。

(事務局)

第7条 推進協議会の事務を処理するため、事務局を健康福祉課に置く、また事務の効率化を図るため別途担当所管課による作業員を構成する。

附 則

この要綱は、平成10年6月8日から施行する。

附 則（平成14年7月15日訓令甲第6号の3）

この要綱は、平成14年7月16日から施行する。

附 則（平成17年11月28日訓令甲第27号の2）

この要綱は、平成17年12月1日から施行する。

附 則（平成18年3月27日訓令甲第4号の2）

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日訓令甲第18号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年4月1日訓令甲第30号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年4月1日訓令甲第23号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

### 3 八百津町保健福祉推進協議会委員名簿

(敬省略)

任期 令和2年4月1日～令和4年3月31日

地区	氏名	所属団体名	備考
和知	川 合 昇	民生児童委員協議会	
八百津	古田 保子	民生児童委員協議会	
八百津	瀬瀬 秀行	社会福祉協議会	
八百津	粕谷 信秀	粕谷医院	
八百津	古瀬 裕平	古瀬歯科医院	
和知	橋本 辰典	国保運営協議会	令和3年3月31日まで
野上	飯田 千賀子	住民代表	
久田見	後藤 静子	住民代表	
町外	山内 恒治	ありがとうサン八百津	
伊岐津志	小松 普門	八百津町教育委員	
野上	清水 直樹	八百津町教育委員会	
潮見	柘植 伴美	学識経験者	
伊岐津志	林 達夫	学識経験者	

## 4 用語解説

### 【か行】

#### 権利擁護

自己の権利や援助ニーズを表明することが困難である人を、あらゆる形態の権利侵害やその可能性から擁護するとともに、生活を送る上で必要な全ての権利を保障するという考え方やその実践。

#### 交通弱者

高齢者や障害者、又はへき地で生活する者など、日常生活において移動することに制約される者又は不便を感じる者。

### 【さ行】

#### 市民後見人

一般市民による後見人。認知症や知的障害などで判断能力が十分でない人に親族がいない場合、家庭裁判所から選任され、本人に代わって財産の管理や日常生活における契約などを本人の代理として行う人。

#### 社会福祉協議会

「社会福祉法」に基づく社会福祉法人で、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、社会福祉を目的とする事業を行う組織。事業内容としては、企画及び実施、調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成、社会福祉に関する活動への住民参加のための援助等がある。

#### 身上保護

親権者が未成年の子の身体的・精神的な成長を図るために監護・教育を行うこと。また、後見制度で後見人が被後見人の生活・医療・介護などに関する契約や手続きを行うこと。

#### 成年後見制度

物事を判断する能力が十分ではない者に対して、権利を守る者を選任することにより、法律的に支援する制度。

### 【た行】

#### 地域連携ネットワーク

認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な方への権利擁護支援のための体制。

### **地域包括支援センター**

市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、3職種のチームアプローチにより、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行い、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする機関。

### **中核機関**

成年後見制度の利用を促すために必要とされる、地域ネットワークの中核を担う機関。様々な関係団体と連携し、相談対応や後見人候補の調整といった役割を果たす。

### **【な行】**

#### **ネットワーク**

市民個人や集団と集団などの網状のつながりの意味。地域福祉活動は市民の誰もが幸せになることを目指すものだが、その推進を図るためには市民同士をはじめ関係機関・団体などとの能動的で活動的なネットワーク構築が欠かせない。

#### **ノーマライゼーション**

障害者や高齢者がほかの人々と等しく生きるための社会・福祉環境の整備、実現を目指す考え方。従来の福祉活動で行われてきた、社会的弱者を社会から保護・隔離する傾向を反省し、すべての障害者の日常生活の様式や条件を、通常の世界環境や生活様式に可能なかぎり近づけることを目指す。

---

## 八百津町 成年後見制度利用促進計画

発行：令和3年3月

編集：八百津町 健康福祉課

〒505-0301

岐阜県加茂郡八百津町八百津 3827-1

TEL：0574-43-2111

FAX：0574-43-2117

---